

幕別町新型インフルエンザ等対策 行 動 計 画(素案)

平成 26 年 月

幕別町

目 次

I	はじめに	1
1	国における取組み	1
2	北海道における取組み	1
3	幕別町新型インフルエンザ等行動計画の策定について	2
II	基本方針	3
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
4	新型インフルエンザ等発生時の幕別町の被害想定	6
5	対策推進のための役割分担	8
6	行動計画の主要項目	9
	(1) 実施体制	9
	(2) 情報収集	10
	(3) 情報提供及び情報共有	11
	(4) 予防・まん延防止	11
	(5) 予防接種	12
	(6) 医療	14
	(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保	15
III	各段階における対策	15
1	発生段階の概要	15
	(1) 発生段階の考え方	15
	(2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言について	15
2	未発生期における対策	16
	(1) 実施体制	17
	(2) 情報収集	17
	(3) 情報提供及び情報共有	17
	(4) 予防・まん延防止	17
	(5) 予防接種	18
	(6) 医療	18
	(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保	18
3	海外発生期における対策	19
	(1) 実施体制	19
	(2) 情報収集	20
	(3) 情報提供及び情報共有	20
	(4) 予防・まん延防止	20
	(5) 予防接種	20
	(6) 医療	20

(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保	21
4 道内未発生期における対策	21
(1) 実施体制	21
(2) 情報収集	21
(3) 情報提供及び情報共有	22
(4) 予防・まん延防止	22
(5) 予防接種	22
(6) 医療	22
(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保	22
5 道内発生早期における対策	23
(1) 実施体制	23
(2) 情報収集	23
(3) 情報提供及び情報共有	23
(4) 予防・まん延防止	24
(5) 予防接種	25
(6) 医療	25
(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保	25
6 道内感染期における対策	26
(1) 実施体制	26
(2) 情報収集	26
(3) 情報提供及び情報共有	27
(4) まん延防止	27
(5) 予防接種	28
(6) 医療	28
(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保	28
7 小康期における対策	29
(1) 実施体制	29
(2) 情報収集	30
(3) 情報提供及び情報共有	30
(4) まん延防止	30
(5) 予防接種	30
(6) 医療	30
(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保	30
(別添)	31
(付属資料)	
用語解説	32

I はじめに

1 国における取組み

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。

このため、国では、平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定したものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。

国は、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年（2005年）11月に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行ってきました。その後、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び免疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことや平成21年（2009年）に国内でも大流行となった新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応において、多くの知見や教訓等が得られたことを受け、平成21年（2009年）2月及び平成23年（2011年）9月に抜本的な改定を行ってきました。

2 北海道における取組み

北海道では、国において、平成17年（2005年）11月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したことを受け、国の行動計画を基本として、同年12月に「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するとともに、平成21年5月には、国が行動計画を全面的に見直したことを踏まえ、北海道の行動計画の抜本的改定を行いました。

さらに、平成25年10月に特措法第7条に基づき政府が策定した「新型インフルエンザ等政府行動計画」（平成25年（2013年）6月7日）（以下「政府行動計画」という。）を基本とした「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成25年（2013年）10月31日）（以下「北海道行動計画」という。）を策定しました。

3 幕別町新型インフルエンザ等行動計画の策定について

町では、特措法第7条に基づき、国及び北海道がそれぞれ「政府行動計画」、「北海道行動計画」を策定したことを受けて、特措法第8条に基づき、「幕別町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を策定するものとします。

町行動計画は、町における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や町が実施する措置等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるように、対策の選択肢を示すものです。

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- ①感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ②感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

Ⅱ 基本方針

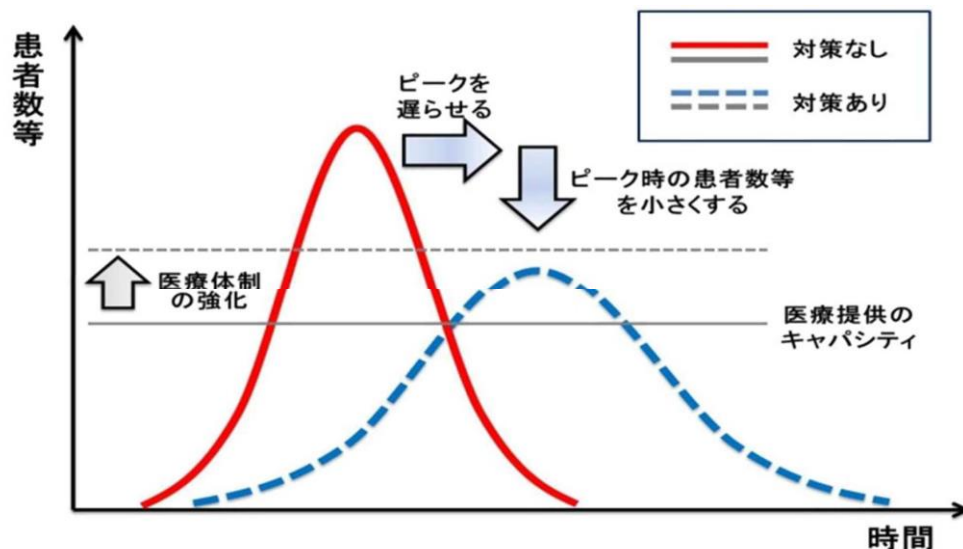
1 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能で、地球規模で大量の人が短時間に移動する現代にあつて世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入は避けられないと考えられます。

また、国内で発生すれば感染拡大による健康被害は甚大となり、社会経済が破綻する恐れがあり、こうした事態に至ることがないように国や北海道の計画の目的に準じ、次の2点を主たる目的とします。

- 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせて、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
 - ・ 流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制の負荷を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受け入れ能力を超えないようにします。
- 町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにします。
 - ・ 地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者等の数を減らします。
 - ・ 業務継続計画を作成、実施し、医療提供の業務および経済の安定に関する業務の維持を図ります。

〈対策の効果 概念図〉



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）より

2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしています。

また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。

国は、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立するとしています。なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性や感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

町行動計画は、以上のような政府行動計画や北海道行動計画の考え方と整合を図りつつ、本町のこれまでの取組や地域性、さらには特措法の本町の役割を踏まえ、町行動計画を策定したものです。以下は政府行動計画や北海道行動計画に即した基本的考え方です。

(1) 発生段階に応じた対応

ア 未発生期

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給、接種体制の整備、町民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行います。

イ 海外発生期

- ・ 北海道との連携により病原体の道内および町内侵入の時期をできる限り遅らせます。

ウ 道内未発生期

- ・ 道内、町内への侵入をできるだけ遅らせるために、町民へ感染予防対策について積極的に情報提供を行います。また、道内市内発生に備えた体制の準備を急ぎ、予防接種体制が整い次第速やかに開始します。

エ 道内発生早期

- ・ 感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じます。
- ・ 北海道が行う医療対策、まん延防止対策等に協力します。

オ 道内感染期

- ・ 国、北海道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民生活、地域経済の維持のために最大限の努力を行います。
- ・ 社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めたとおりにはいかないことが考えられます。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処します。
- ・ 事態によっては、町内の実情等に応じて、北海道や政府の新型インフルエンザ等対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにします。

カ 小康期

- ・ 国、北海道、事業者等と連携し、流行の第二波に備えて、第一波の影響からの回復を図ります。
- ・ 第二波に備えて、第一波に関する評価を行います。

(2) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・ 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待されます。
- ・ 全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討します。
- ・ 事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要です。

(3) 町民一人ひとりによる感染拡大防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、北海道、町、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うこと必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等の発生に備えるとともに、町内で発生したときには、特措法その他の法令、政府行動計画、北海道行動計画及び町行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期することとします。この場合において次の点に留意した対応をします。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、法令の根拠を前提に、不要不急の外出の自粛等の要請や、学校、興行場等の使用制限、医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、町民の権利や自由に制限が加わることが想定されます。

その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するうえで必要最小限のものとするこ
とや、実施にあたっては、基本的人権を尊重し、町民への十分な説明と理解が得られ
るよう努めます。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法の運用については、あくまで万一の場合の危機管理のための制度であり、緊
急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるようになっています。

新型インフルエンザ等が発生しても、その病原性の程度や、抗インフルエンザウイ
ルス薬等の有効性の有無により、緊急事態の措置が不要の場合も考えられ、必ずしも
これらの措置をとるものではないことに留意します。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、政府対策本部、北海道対策本部等
と相互に緊密な連携を図り推進していきます。

(4) 記録の作成、保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部においては実施に係わる記録
を作成し、保存し、公表します。

4 新型インフルエンザ等発生時の幕別町の被害想定

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザ等は発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感
染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考え
られます。

しかし、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエン
ザ等の場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念さ
れます。

新型インフルエンザ等発生時の流行規模については、出現する新型インフルエンザ
ウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点では完全に予測するこ
とは困難です。

政府行動計画では、有効な対策を考える上で、現時点での科学的知見や過去に大流
行したインフルエンザのデータを参考に流行規模を想定しており、本行動計画におけ
る被害想定についても国や北海道の考え方に準拠し、次のとおり推計しました。

なお、この推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等
による医学的介入の影響及び効果や、現在のわが国の衛生状況等については考慮され
ていないことに十分留意する必要があります。

また、被害想定については、現時点でも多くの議論があり、科学的知見が十分とは
いえないことから、国において必要に応じて見直しを行うこととしています。

《新型インフルエンザ等の被害想定》

N=26,547人(平成22年10月国勢調査)

	国	北海道	十勝	幕別町
感染者数	32,000,000人 (人口の25%)	1,420,000人 (対国人口比4.45%)	90,000人 (対国人口比0.28%)	6,400人 (対国人口比0.02%)
最大 受診者数	25,000,000人 (CDC FluAid 使用)	1,100,000人 (対国人口比4.45%)	70,000人 (対国人口比0.28%)	5,000人 (対国人口比0.02%)
最大 入院患者数	530,000人 (CDC FluAid 使用)	24,000人 (対国人口比4.45%)	1,500人 (対国人口比0.28%)	106人 (対国人口比0.02%)
最大入院 患者数/日	101,000人 (CDC FluAid 使用)	4,500人 (対国人口比4.45%)	280人 (対国人口比0.28%)	20.2人 (対国人口比0.02%)
死亡者数 (中等度)	170,000人 (感染者の0.53%)	7,600人 (感染者の0.53%)	480人 (感染者の0.53%)	34人 (感染者の0.02%)
死亡者数 (重度)	640,000人 (感染者の2%)	28,400人 (感染者の2%)	1,800人 (感染者の2%)	128人 (感染者の2%)

※国の数値は、国の「新型インフルエンザ等対策行動計画」における推計値

感染者数は、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告により罹患率を人口の25%とし、その他については、米国疾病予防管理センター(米国 CDC)により示された推計モデル(FluAid2.0)による。

※入院患者数及び死亡者数は、受診者数の上限値を基に推計。

※入院患者数は、流行が8週間続くという仮定のもと、中等度(アジアインフルエンザ規模)の場合の推計で、最大入院患者は流行発生から5週目の推計値。(重度はスペインインフルエンザ規模)

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

政府行動計画における「新型インフルエンザ等による社会への影響について」の想定に準拠し以下のとおり想定しました。

- ・ 市民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次罹患します。その後1週間から10日間程度罹患し欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後治癒し(免疫を得て)、職場に復帰すると想定されます。
- ・ ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策については、政府行動計画や国が定めるガイドラインにおいて、具体的内容のほか関係機関の役割が示されており、対策における本町の役割は、国、北海道等との緊密な連携の下、次の点に留意した対応を担います。

(1) 国の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。
- ・ 対策の実施に当たっては、医学公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ対策を進めます。

(2) 北海道の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、道内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、道内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。
- ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関する確な判断と対応をします。
- ・ 市町村と緊密な連携を図ります。

(3) 町の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、町内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。
- ・ 町は、町民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。
- ・ 対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

(4) 医療機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進します。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力します。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努めます。

(5) 指定地方公共機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、北海道知事に報告します。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(6) 登録事業者の役割

- ・ 登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となります。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

(7) 一般の事業者の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。
- ・ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から一部の事業を縮小することが望めます。
- ・ 特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

(8) 市民の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様にマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践します。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

6 行動計画の主要項目

町行動計画による対応を(1)実施体制、(2)情報収集、(3)情報提供及び共有、(4)予防・まん延防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)町民生活及び地域経済の安定の確保の 7 つの分野に分けて以下のとおり定めます。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等流行時には、社会機能を維持するため、全庁一体となった取組が求められることから、新型インフルエンザ等発生前の準備段階から、庁内での情報共有や町行動計画の見直しなどを行うために庁内関係部局等の連携を行います。

新型インフルエンザ等の流行に備えた体制を速やかに整えるためには、新型インフルエンザ等が出現したことをいち早く知る必要があるため、国や北海道から国内外の情報を速やかに入手します。

■幕別町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）の設置

特措法の規定内容により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合は、市町村長はただちに、対策本部を設置することが義務づけられたことから、町においても、平成 25 年 3 月 22 日に「幕別町新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定しました。

幕別町新型インフルエンザ等対策本部
■組織 (本部長) 町長 (副本部長) 副町長、教育長 (本部長) 民生部長、総務部長、企画室長、経済部長、建設部長、水道部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、札内支所長、忠類総合支所長、消防長
(事務局) 保健課、保健福祉課

発生した新型インフルエンザ等のウイルスの病原性や感染力の強さ等から、政府が緊急事態宣言をした場合には、その措置に関して、国や北海道と連携し対応します。

■業務継続計画

必要最小限の町民サービスを維持するために、庁内各部において策定した業務継続計画に基づいて対応します。

■広域的連携

十勝管内の広域的な連携を図るため、北海道(帯広保健所)が設置する十勝新型インフルエンザ等対策連絡会に参加し、情報の共有化に努めます。

(2) 情報収集

国、北海道が道内のサーベイランス体制の構築等を行います。

町は積極的にこれらの情報を収集するとともに関係者や町民に迅速かつ定期的に提供します。

■海外で発生した段階から道内の患者数が少ない段階

町は、北海道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国、北海道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。

■道内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階

北海道は、患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えます。町は、北海道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び北海道等からの要請に

応じ、その取組等に協力します。

■サーベイランスの活用

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、町における体制整備等に活用します。

■鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス

町は、北海道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国、北海道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。

(3) 情報提供及び情報共有

町、北海道、国、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、コミュニケーションが必須です。コミュニケーションは双方向性のものであり、情報共有や情報の受取手の反応に留意します。

■情報提供手段の確保

町は、感染予防と感染拡大防止のため、また、新型インフルエンザ流行に対する過度の不安を防止するため、町民に新型インフルエンザ等に関する正確な情報提供をしながら、予防に関する知識についても分かりやすい内容を工夫しながら町ホームページを含めた媒体を用いて提供するとともに関係機関や団体を通じ周知します。

また、情報提供にあたっては、高齢者や障害者等の要援護者への伝え方を十分に工夫します。

■発生前における町民等への情報提供

町は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、町民のほか、北海道と連携して、医療機関、事業者等に情報提供します。

学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供します。

■町民の情報収集の利便性の向上

町は、発生時の情報提供体制については、関係省庁の情報、北海道の情報、町の情報、指定地方公共機関の情報などを、集約して総覧できるようホームページ上に掲載します。

■情報提供体制

町は、提供する情報の内容について統一を図り、集約して発信するため、専任広報担当者を中心とした広報担当チームを設置します。

提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信する体制をとります。

(4) 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止対策は、健康被害を最小限にとどめ、社会、経済機能を破綻に至らせないことが重要です。

まん延防止の考え方として、流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るた

めの時間を確保します。

また、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行います。

■個人における対策

新型インフルエンザの予防について、手洗い、うがい、症状のある時や人混みでのマスク着用や咳エチケットを励行するとともに、十分な休養や栄養摂取など基本的な感染予防の実施や感染者に接触しないための個人単位での感染予防、感染拡大防止対策の周知徹底を図ります。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、国、北海道等より不要不急の外出をしないことを要請されるため、町は最低限の食料や日用品等を各家庭における備蓄を推奨するなど、国、北海道等と連携してその取り組みに協力します。

■地域、職場における対策

町は、道内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施するよう周知します。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、国、北海道等より、必要に応じ、施設の使用制限の要請等が行われます。町は、国、北海道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。

(5) 予防接種

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめ、社会、経済を破綻に至らせないためには、ワクチンの役割も重要です。特定接種は住民接種より優先して行われます。

ア 特定接種

(ア) 特定接種とは

国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のことです。

(イ) 特定接種の対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの(登録事業者)のうち、これらの業務に従事する者。
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(ウ) 基本的な接種順位

- ・ 医療関係者
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ・ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む。)
- ・ それ以外の事業者

(エ) 柔軟な対応

発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等が総合的に判断され、国の基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、そ

の他の関連事項が決定します。

(オ) 接種体制

a 実施主体

(a) 国

- ・ 登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(b) 北海道

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員

(c) 幕別町

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員

b 接種方法（新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員の特定接種）

- ・ 原則として集団的接種とします。
- ・ 接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ります。

イ 住民接種

(ア) 種類

a 臨時の予防接種

- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行います。

b 新臨時接種

- ・ 緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定による新臨時接種として行います。

(イ) 対象者の区分

- ・ 以下の4つの群に分類されますが、柔軟な対応が必要となることから発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定します。
- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・ 基礎疾患を有する者
 - ・ 妊婦
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

(ウ) 接種順位の考え方

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方をはじめ、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し、特措法第46条2項を踏まえ、

我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方等があることからこうした考え方を踏まえ国が決定します。

A 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- (a) 若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- (b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- (c) 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

B 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- (a) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- (b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

C 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- (a) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- (b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(工) 住民接種の接種体制

住民接種については、町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することになりますが、一斉接種(期間を定め医療機関で接種)、個別接種またはそれぞれを組み合わせる等、接種が円滑に行われるように、接種に必要な医師等の確保については関係団体の協力により確保するなど、接種体制の構築を図ります。

(6) 医療

町内の医療体制の確保や感染拡大の抑制については、特措法及び感染症法に基づく

措置の実施主体である北海道が中心となっていくことから、町は北海道からの要請に応じてその対策に協力します。

(7) 町民生活・地域経済の安定の確保

国では、新型インフルエンザの流行規模について、全人口の 25%が罹患し、流行が約 8 週間程度続くものと想定しています。

また、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大 40%が欠勤すると想定しているため、社会経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の国民生活を維持することができなくなるおそれがあるとしています。

この影響を最小限にできるよう町は、北海道、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し十分準備を行います。

特に、高齢者世帯、障害者世帯等、孤立し生活に支障をきたすおそれのある世帯への生活支援(安否確認、介護、訪問看護、食事提供等)は、平時にも増して重要であり、発生前から生活支援について準備を進めます。

Ⅲ 各段階における対策

1 発生段階の概要

(1) 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

町行動計画においては、国内発生早期と国内感染期を町内発生の段階における対策を考慮する上で分類し、未発生期、海外発生期、道内未発生期、道内発生早期、道内感染期、小康期の 6 つの段階に分類します。

段階の移行については、必要に応じて国と協議の上で北海道が判断することとしており、幕別町においては、定められた段階に応じて町行動計画で定められた対策を実施することになります。

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言について

国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行い、必要な措置を講ずるとされています。

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示されます。

なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態措置の期間、区域を越えない

範囲において別途、個別に決定されます。

緊急事態宣言がなされた場合には、特措法第34条に基づいて町長は、町行動計画で定めるところにより、直ちに、町対策本部を設置し、対策について国や北海道と十分に協議しながら対応します。

《発生段階》

	(国)	(道 ・ 町)	状 態
発 生 段 階	未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
	国内発生早期 ～ 国内感染期	道内未発生期	国内のいずれかの都府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 道内では、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		道内発生早期	道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
		道内感染期	道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 感染拡大→まん延→患者の減少
	小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

2 未発生期における対策

【状態】 ■新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ■海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
【目的】 ■発生に備えて体制の整備を行う。 ■国、北海道、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。
【対策の考え方】 ■新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず町行動計画等を踏まえ、国、北海道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進します。 ■新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関して町民全体での認識共有を図るため継続的な情報提供を行います。 ■国、北海道、国際機関等からの情報収集等を行います。

(1) 実施体制

【町行動計画の作成】

- ・町は、特措法および政府行動計画及び北海道行動計画等を踏まえ、発生前から新型コロナウイルス等の発生に備えた町行動計画の策定を行い必要に応じて見直していきます。

【体制の整備および北海道等との連携強化】

- ・町は、庁内の取組体制を整備・強化するため、初動対応体制の確立や発生時に備えた町の業務継続計画の策定・見直し等を行います。
- ・町は、北海道、近隣市町村及び関係機関等と連携し、新型コロナウイルス等の発生に備え、平素からの情報交換や連携体制の確認、訓練を実施します。

(2) 情報収集

【情報収集】

- ・町は、新型コロナウイルス等対策に関する国内外の情報を収集します。
- ・町は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学校・学級閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知します。

【調査、研究】

- ・町は、必要に応じて、国、北海道が行う調査、研究に協力するなどして、新型コロナウイルス等の発生時に迅速に対応できるよう、職員の研修や市町村間との連携等体制整備を図ります。

(3) 情報提供及び情報共有

【継続的な情報提供】

- ・町は、新型コロナウイルス等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、町民に分かりやすい情報提供を継続的に行います。
- ・町は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。

【体制整備】

- ・町は、新型コロナウイルス等が発生した場合に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容と方法等に検討を行い、あらかじめ想定できるものについては可能な限り決定しておきます。
- ・町は、新型コロナウイルス等の発生時に、町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進めます。

(4) 予防・まん延防止

【個人における対策の普及】

- ・町は、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。
- ・町は、町民に対し、自らの発症が疑わしい場合は、北海道の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。

- ・町は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図ります。

【地域対策、職場対策の周知】

- ・町は、地域や職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行います。
- ・町は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行います。

(5) 予防接種

【基準に該当する登録事業者の協力】

- ・町は、国からの要請に基づき、登録事業者に対する登録作業に係る周知等に協力します。
- ・町は、国からの要請に基づき、国が実施する登録事業者の登録に協力します。

【接種体制の構築】

①特定接種

- ・町は、特定接種の対象となる町職員を把握し、国の要請に応じて集団接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう、接種体制を構築します。

②住民接種

- ・町は、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図ります。
- ・町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本町以外の市町村における接種を可能にするよう努めます。
- ・町は、速やかに接種できるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に国、北海道、医師会、事業者、学校関係者等と協力して接種に携わる医療従事者の体制や接種の場所、接種の時期の周知予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。

③情報提供

- ・町は、北海道と協力して、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、町民の理解促進を図ります。

(6) 医療

- ・町は、北海道が行う帰国者・接触者外来の準備や、搬送体制、医療体制の整備等に協力します。

(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保

【要援護者への生活支援】

- ・町は北海道からの要請に基づき、地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者の生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に係る要援護者の把握とその具体的手続きについて決めておきます。

【火葬能力等の把握】

- ・町は、北海道が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての

把握・検討をする際、また、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する際に、必要な協力をします。

【物資及び資材の備蓄等】

- ・町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、施設及び設備を整備に努めます。

3 海外発生期における対策

状態： ■海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ■国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ■海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国、地域に拡大している場合等、様々な状況。
目的： ■新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努めます。 ■国内発生に備えて体制の整備を行います。
対策の考え方： ■新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いですが、その場合は病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう強力な措置をとることとします。 ■対策の判断に役立てるため、北海道との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。 ■国内発生した場合には、早期に発見できるよう国が実施する国内のサーベイランス・情報収集体制の強化に協力します。 ■海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促します。 ■町民生活、地域経済の安定のための準備を進め、道内発生に備えた体制整備に努めます。

(1) 実施体制

【体制強化等】

- ・町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国及び北海道の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じ、庁内会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、初動体制等について協議します。
- ・町は、北海道が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合には、町対策本部を設置し、必要な対策について協議します。

(2) 情報収集

【情報収集】

・町は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国や北海道を通じ必要な情報収集に努めます。

①病原体に関する情報

②疫学情報（症状、症例定義、致死率等）

③治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

【サーベイランスの強化等】

・町は、国や北海道が行うサーベイランスの強化の情報を把握し、必要な協力をします。

(3) 情報提供及び情報共有

【情報提供】

・町は、北海道と連携し、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、できる限りリアルタイムで町民に情報提供し、注意喚起を行います。

【情報共有】

・町は、国や北海道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行い、対策の理由、プロセス等の共有に努めます。

【新型インフルエンザ等相談窓口の設置】

・町は国からの要請に基づき、町民からの一般的な問い合わせに対応できる新型インフルエンザ等相談窓口を設置し、国が作成するQ & A等を参考としながら、適切な情報提供に努めます。

(4) 予防・まん延防止

【感染拡大防止策】

・町は、町民、学校及び事業者等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避ける等の基本的な感染対策の実施を促します。

(5) 予防接種

【予防接種】

①特定接種

・町は、国が実施する特定接種に協力するとともに、国と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

②町民に対する予防接種

・町は、国及び北海道と連携して接種体制の準備を行います。

(6) 医療

【新型インフルエンザ等の症例定義】

・町は、国及び北海道から、新型インフルエンザ等の症例定義について通知等があった場合は、関係機関に周知します。

【医療機関等への情報提供】

- ・町は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国及び北海道からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保

【要援護者への生活支援】

- ・町は、新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡します。

【遺体の火葬・安置】

- ・町は、北海道の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

4 道内未発生期における対策

状態： ■国内のいずれかの都府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ■道内では新型インフルエンザの患者は発生していない状態。 ■国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。
目的： ■新型インフルエンザ等の道内侵入をできるだけ遅らせ、道内発生の遅延と早期発見に努めます。 ■道内発生に備えて体制の整備を行います。
対策の考え方： ■医療体制や感染拡大防止策について北海道と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行います。 ■町民生活及び経済の安定の確保のための準備等、道内発生に備えた体制の整備を行います。 ■住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

- ・町は、国内において新型インフルエンザ等が発生した場合は庁内会議において情報の集約、共有、分析を行い、対策本部の設置にむけた準備を進めます。

(2) 情報収集

【情報収集】

- ・町は、北海道が行うサーベイランスの実施に協力し、情報を積極的に収集します。また北海道等からの要請に応じ、町内の幼稚園、保育所、小中学校等におけるインフルエンザ様症状による臨時休業等を把握し、遅滞なく関係機関に周知し、サーベイランスの強化徹底を図ることに協力します。

(3) 情報提供及び情報共有

【情報提供】

- ・町は、町民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の実施主体、道内や町内発生した場合に必要な対策等についてマスメディアの活用を基本に、できる限りリアルタイムで情報提供し注意喚起を行います。
- ・町は、町民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策、感染が疑われた患者となった場合の対応(受診方法等)を周知します。

【情報共有】

- ・町は、国、北海道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、的確な状況把握を行います。

【相談窓口の体制の充実、強化】

- ・町は、保健課内に設置された新型インフルエンザ等に関する相談窓口の体制の充実強化を図ります。
- ・町は、要支援者に対する情報提供に関しては、地域包括支援センターや介護保険サービス事業所等の関係機関や民生委員等と連携して周知を図ります。

(4) 予防・まん延防止

- ・町は、国、北海道等からの要請に応じ、感染対策の周知や取組等に協力します。
- ・町は、町民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。

(5) 予防接種

【住民接種】

- ・町は、国が示す接種順位により、パンデミックワクチン供給が可能になり次第、町民に周知を図り、住民接種を開始します。
- ・町は、接種の実施に当たり医師会等と連携して、保健福祉センター、札内福祉センター、学校などの公的施設の活用や医療機関に委託すること等により接種会場を確保しての集団接種や、協力医療機関での一斉接種(期間を定めて集中的に接種)や、個別接種により接種対象者に応じた接種を行います。

【住民接種の広報、相談】

- ・町は、病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、町はワクチン接種の機会を確保するとともに、接種の勧奨と必要な情報の積極的な周知に努めます。

(6) 医療

- ・町は、北海道が主に行う医療整備等の対策について、情報を積極的に収集するとともに、国、北海道からの要請に応じてその取り組みに協力します。

(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保

- ・町は、北海道の要請に応じて事業者への感染予防対策の周知や、町民への呼びかけなどに協力します。

5 道内発生早期における対策

状態： ■道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目的： ■道内(町内)での感染拡大をできる限り抑えます。 ■患者に適切な医療を提供します。 ■感染拡大に備えた体制の整備を行います。
対策の考え方： ■感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染防止対策等を行います。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合は積極的な感染対策等をとります。 ■北海道が行う医療体制や感染拡大防止策に連携・協力し、個人一人ひとりが取るべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行います。 ■町民生活及び経済の安定の確保のための準備等、道内発生に備えた体制の整備を急ぎます。 ■住民接種を早期に開始できるよう準備を進め、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

【実施体制】

- ・町は、道内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに庁内会議において情報の集約、共有、分析を行い、対策本部の設置にむけた準備を進めます。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・町は、国が「緊急事態宣言」を行った場合、速やかに町対策本部を設置し、国の基本的対処方針を踏まえて町行動計画に基づいた対応を行います。
- ・町は、本町を含む北海道が緊急事態措置の必要な区域に指定された場合は、国の方針を踏まえた対処方針を決定します。
- ・町は、北海道と連携して国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知します。

(2) 情報収集

【情報収集】

- ・町は、北海道が行うサーベイランス情報を積極的に収集するとともに、国、北海道等からの要請に応じ、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握に協力します。

(3) 情報提供及び情報共有

【情報提供】

- ・町は、北海道と連携して、利用可能なあらゆる媒体や機関を活用し、町民に対して、

国内や道内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について分かりやすく、できる限りリアルタイムに情報提供します。

・町は、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知します。また、学校や保育施設、職場等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。

【情報共有】

・町は、国、北海道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、的確な状況把握を行います。

【相談窓口の体制の充実、強化】

・町は、保健課内に設置された新型インフルエンザ等に関する相談窓口の体制の充実強化を図ります。

・町は、国からQ & Aの改定版が配布された場合は、速やかに相談対応に活用します。

(4) 予防・まん延防止

【道内での感染拡大防止策】

・町は、北海道が行う、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置に対し、適宜協力します。

【北海道との連携による町民等への連携】

・町は、北海道と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。

・町は、北海道と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて示す必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を学校等に周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行えるよう学校の設置者に要請します。

・町は、北海道と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防が強化するよう、施設の管理者等に要請します。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

・町は、北海道が、町民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛や基本的な感染予防策の徹底を要請することに協力します。

・町は、北海道が実施する、学校、保育所等に対する施設使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請や、要請に応じない学校、保育所等に対する指示等に対して、協力します。

・町は、北海道が実施する、学校、保育所等以外の施設に対する職場を含めた感染対策の徹底の要請や、要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対する施設の使用制限又は

基本的な感染対策の徹底の要請等に対して協力します。

- ・町は、北海道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、北海道からの要請に応じ、その取組等に協力します。

(5) 予防接種

【住民接種】

- ・町は、国が示す接種順位により、パンデミックワクチン供給が可能になり次第、町民に周知を図り、住民接種を開始します。
- ・町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供をします。
- ・町は、接種の実施に当たり、国、北海道と連携して、全町民が速やかに接種できるよう、接種体制をとります。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・町は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、住民接種に関しては特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を行います。

(6) 医療

- ・町は、北海道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国、北海道等からの要請に応じ、帰国者・接触者外来や医療機関の周知や搬送体制等に協力します。

(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保

- ・町は、北海道の要請に応じて事業者への感染予防対策の周知や、町民への呼びかけなどに協力します。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

①水の安定供給

- ・水道事業者である町は、町行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

②サービス水準に係る町民への呼びかけ

- ・町は、北海道と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけます。

③生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、北海道と連携し、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、町民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図ります。

6 道内感染期における対策

状態： ■ 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ■ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
目的： ■ 健康被害を最小に抑えます。 ■ 医療体制を維持します。 ■ 町民生活及び経済への影響を最小限に抑えます。
対策の考え方： ■ 感染拡大を止めることは困難であるため、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替えます。 ■ 北海道と連携して、北海道が主に行う医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会、経済活動の状況等についての周知や、個人一人ひとりがとるべき行動について説明するため、積極的な情報提供を行います。 ■ 事業所の欠勤者の増大が予測されますが、町民生活や地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。 ■ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ体制が整いしだい実施します。 ■ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小または中止を図ります。

(1) 実施体制

【基本的対処方針の変更】

- ・ 町は、庁内会議において情報の集約、共有、分析を行い、国が国内感染期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、北海道と連携して、速やかに国の方針に沿った対応を行います。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・ 町は、国が「緊急事態宣言」を行った場合、速やかに町対策本部を設置します。
- ・ 町が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく北海道知事による代行、または他の市町村による応援等の措置の活用を行います。

(2) 情報収集

【情報収集】

- ・ 町は、北海道が行うサーベイランス情報を積極的に収集するとともに、国、北海道等からの要請に応じ、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握に協力します。

(3) 情報提供及び情報共有

【情報提供】

- ・町は、引き続き、利用可能なあらゆる媒体や機関を活用し、幕別町新型インフルエンザ等対策本部を中心として、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供を行い、町民への広報を継続します。

- ・町は、北海道と連携して、引き続き個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を確実に周知します。また、感染が疑われる場合や患者となった場合の対応（受診の方法など）を周知します。

【情報共有】

- ・町は、国、北海道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続します。

【相談窓口の体制の充実、強化】

- ・町は、保健課内に設置された新型インフルエンザ等に関する相談窓口の体制の充実強化を図ります。

- ・町は、国からQ & Aの改定版が配布された場合は、速やかに相談対応に活用します。

(4) まん延防止

【道内でのまん延防止策】

- ・町は、北海道と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。

- ・町は、北海道と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて示す必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を学校等に周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行えるよう学校の設置者に要請します。

- ・町は、北海道と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防が強化するよう、施設の管理者等に要請します。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・町は、北海道が、町民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛や基本的な感染予防策の徹底を要請することに協力します。

- ・町は、北海道が実施する、学校、保育所等に対する施設使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請や、要請に応じない学校、保育所等に対する指示等に対して、協力します。

- ・町は、北海道が実施する、学校、保育所等以外の施設に対する職場を含めた感染対策の徹底の要請や、要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対する施設の使用制限又は

基本的な感染対策の徹底の要請等に対して協力します。

- ・町は、北海道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、北海道からの要請に応じ、その取組等に協力します。

(5) 予防接種

【緊急事態宣言がされていない場合】

- ☆道内発生早期の記載を参照（P25）

【緊急事態宣言がされている場合】

- ・町は、特措法第46条に基づく住民接種を進めます。

(6) 医療

【在宅で療養する患者への支援】

- ・町は、北海道と連携し、関係機関や団体等の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行います。
- ・町は、北海道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国、北海道等からの要請に応じ町内の医療体制の情報提供や町民への周知等に協力します。

(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保

- ・町は、北海道の要請に応じて事業者への感染予防対策の周知や、町民への呼びかけなどに協力します。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

①水の安定供給

- ☆道内発生早期の記載を参照（P25）

②サービス水準に係る町民への呼びかけ

- ☆道内発生早期の記載を参照（P25）

③生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、北海道と連携し、町民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、町民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図ります。
 - ・町は、北海道と連携し、生活関連物資等の需給や価格動向等、実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに必要に応じ、町民からの相談窓口や情報収集窓口の充実を図ります。
 - ・町は、北海道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、町行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じます。
- ##### **④新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援**
- ・町は、北海道からの要請に応じ、国、北海道等と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)を行います。

⑤埋葬、火葬の特例等

- ・町は、北海道からの要請に応じ、国、北海道等と連携し、可能な限り火葬場の火葬炉を稼働させます。
- ・町は、北海道からの要請に応じ、国、北海道等と連携し、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。
- ・町は、新型インフルエンザ等緊急事態において火葬又は埋葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め当該町以外の市町村長による火葬又は埋葬の許可等の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応します
- ・町は、北海道の実施する遺体の火葬及び埋葬において、広域的手配や遺体の搬送の手配等の実施について協力します。

7 小康期における対策

状態： ■新型インフルエンザ等の患者の発生が減少して、低い水準でとどまっている状態。 ■大流行はいったん終息している状況。
目的： ■町民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。
対策の考え方： ■第二波の流行に備えるため、第一波に関する評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会経済活動への影響から早急に回復を図ります。 ■第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供します。 ■情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。 ■第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

(1) 実施体制

【基本的対処方針の変更】

- ・町は、庁内会議において情報の集約、共有、分析を行うとともに、小康期に入ったことにより、国が基本的対処方針を変更した場合は、北海道と連携して、速やかに国及び北海道等の方針に沿った対応を行います。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・町は、国が緊急事態解除宣言を行った場合は、対策を見直すなど所要の措置講じます。

【対策の評価、見直し】

- ・町は、各段階における対策に関する評価を行い、町行動計画等の必要な見直し等を行います。

【対策本部の廃止】

- ・町は、国において緊急事態解除宣言がされた際には、速やかに町対策本部を廃止します。

(2) 情報収集

【情報収集】

- ・町は、国、北海道、WHO(世界保健機関)等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関するサーベイランス情報等を積極的に収集します。

(3) 情報提供及び情報共有

【情報提供】

- ・町は、引き続き、利用可能な媒体等を活用して第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。
- ・町は、町民等から寄せられた問い合わせ等をまとめ、情報提供のあり方を評価して見直しを行います。

【情報共有】

- ・町は、国、北海道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する整備方針の把握を行います。

【相談窓口の体制の縮小】

- ・町は、北海道からの要請に基づき、相談窓口の体制を縮小します。

(4) まん延防止

【まん延防止】

- ・町は、国、北海道等からの要請により、海外での発生状況等について、渡航者等への情報提供や注意喚起の内容の見直し内容について町民に周知します。
- ・町は、町民に対し、引き続き、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を周知します。

(5) 予防接種

【住民接種】

- ・町は、流行の第二波に備えて、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

【緊急事態宣言がされている場合】

- ・町は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国、北海道等と連携して、流行の第二波に備えて、特措法第46条に基づく住民接種を進めます。

(6) 医療

- ・町は、北海道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国、北海道等からの要請に応じ協力します。

(7) 町民生活及び地域経済の安定の確保

- ・町は、北海道の要請に応じて事業者への感染予防対策の周知や、町民への呼びかけな

どに協力します。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

・町は、国、北海道、指定（地方）公共機関等と連携し、道内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

（別添）

特定接種の対象となる業種・職務について

政府行動計画では、特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるとしてありますが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理しています。

（１）特定接種の登録事業者

A医療分野

（A－１：新型インフルエンザ等医療型、A－２：重大・緊急医療型）

B国民生活・国民経済安定分野

（B－１：介護・福祉型、B－２：指定公共機関型、B－３：指定公共機関同類型、B－４：社会インフラ型、B－５：その他）

（２）特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分３：民間の登録事業者と同様の職務

付属資料

【用語解説】

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱、呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 致死率(致命率Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。